

宇治市高齢者生きがい・助け合い活動応援事業について、事業実施希望者から提案を受けて実施団体を決定する「公募型プロポーザル」により実施するので、次のとおりお知らせします。

令和7年8月8日

宇治市長 松村 淳子

公募型プロポーザル実施要領

1 趣 旨

企業退職高齢者等が地域社会の中で役割をもっていきいきと生活できるよう、有償ボランティア等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにつながる活動を行うとともに、介護予防や生活支援のサービス基盤ともなる活動を促進するため、「高齢者生きがい活動応援事業」実施要綱（平成31年4月24日老発0424第1号厚生労働省老健局長通知）に基づき、NPO法人等又は本事業の目的に応じた活動を新たに始めるNPO法人等からの提案を受けて、地域づくりなどの面でより優れた提案をした者を本事業の実施対象者として1団体を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。ただし、最適と認められる提案がないとき等、実施対象者を選定しない場合もある。

2 事業概要

(1) 事業名

宇治市高齢者生きがい・助け合い活動応援事業

(2) 事業実施期間

プロポーザル選定結果通知日から令和8年3月31日（火）までとする。

(3) 対象となる団体

新たに組織化するボランティア団体やNPO法人等の団体（以下「NPO法人等」という。）又は本事業の目的に応じた活動を新たに始めるNPO法人等

(4) 活動内容

高齢者の社会参加、生きがいづくり、健康づくりにつながる活動を通じて創出された住民主体サービス、多世代による共生の居場所づくり等地域の支え合い活動

(5) 事業の立ち上げにかかる経費の一部を助成する。

補助金上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

1,000千円

3 プロポーザル方式の形式

公募型により行う。

4 参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、宇治市内で活動する団体で、以下の全ての要件を満たすこと。

- (1) 高齢者福祉、地域福祉、生活支援等の活動実績があり、ボランティア団体、NPO法人等、営利を目的としない団体であること。
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定がなされている場合を除く。または、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (3) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2項第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

5 関係書類の配布

関係書類は次で配布する他、宇治市ホームページにも掲載する。

(1) 配布場所

宇治市健康長寿部長寿生きがい課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市役所庁舎本館 1階

電話番号 0774-20-8712

FAX番号 0774-21-0406

(2) 配布期間

令和7年8月8日（金）から令和7年9月1日（月）まで。

土日、祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで。

（正午から午後1時までを除く。）

6 事業等に関する質疑

(1) 質疑の受付場所及び期間

① 受付場所

本要領5（1）に同じ。

② 受付期間

令和7年8月18日（月）まで。

土日、祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで。

（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

質疑は文書によるものとし、質問の要旨を簡単にまとめて箇条書きにすること。なお、持参を原則とするが、ファックスによる提出も認める。その場合は、併せて電話で連絡し、到着を確認すること。

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は随時連絡する。

7 プロポーザルへの参加方法

本公募型プロポーザルに参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加申込書（様式1）を宇治市長に提出しなければならない。

(1) 受付場所

宇治市健康長寿部長寿生きがい課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市役所庁舎本館 1階

電話番号 0774-20-8712

FAX番号 0774-21-0406

(2) 受付期間

令和7年8月8日（金）から令和7年9月1日（月）午後5時（必着）

8 企画提案書等の提出期間等

(1) 提出期間

令和7年8月8日（金）から令和7年9月1日（月）午後5時（必着）

(2) 提出書類

①企画提案書（様式2）

②経費見積書（様式3）

(3) 提出部数

3部とする。（原本1部、写し2部）

(4) 提出方法

宇治市健康長寿部長寿生きがい課に企画提案書等を持参により提出

9 企画提案書等の提出及び留意点

企画提案書等は、原則として、別添の所定の書式に基づき作成すること。資料は原則としてA4判（A3判の折り込みは可）、縦使い、横書きとし、表現方法は特に問わないが、要点を簡潔にまとめること。表現にカラーが必要と考える場合はカラーで作成してもよい。

10 企画提案書等の評価基準

企画提案書の評価基準は次のとおりとする。

| 評価項目 | | 配点 | 評価及び評価点 | | | | |
|---------------------|-------------------------------|--------|---------|-------|------|---------|-------|
| | | | 大変優れている | 優れている | 普通 | やや劣っている | 劣っている |
| 業務 執行 能力 | 運営体制 | 10 | 9~10 | 7~8 | 5~6 | 3~4 | 1~2 |
| | 確実に業務を遂行するための体制が整っているか | 10 | | | | | |
| | スケジュール | 10 | 9~10 | 7~8 | 5~6 | 3~4 | 1~2 |
| | 企画から実施まで、業務を円滑に実施できるか | 10 | | | | | |
| | | | 20/100 | | | | |
| 企画 提案 ・ 内容 | 実施方針（趣旨理解） | 20 | 17~20 | 13~16 | 7~12 | 5~6 | 1~4 |
| | 趣旨に合致した提案となっているか | 20 | | | | | |
| | 企画提案（企画性） | 30 | 9~10 | 7~8 | 5~6 | 3~4 | 1~2 |
| | 高齢者の社会参加・生きがいづくりに資する内容となっているか | 10 | | | | | |
| | 地域住民を惹きつける内容となっているか | 10 | | | | | |
| | 民間企業等、多様な主体と連携した内容となっているか | 10 | | | | | |
| | 企画提案（企画性）継続性） | 10 | 9~10 | 7~8 | 5~6 | 3~4 | 1~2 |
| | 拠点の確保等、中長期的に継続可能な内容となっているか | 10 | | | | | |
| | 企画提案（独創性） | 20 | 17~20 | 13~16 | 7~12 | 5~6 | 1~4 |
| | 独創的なアイデアを盛り込んだ内容となっているか | 20 | | | | | |
| | 100 | 80/100 | | | | | |
| 見 積 金 額 | 見積金額の適正 | | | | | | |
| | 見積金額は適正に積算されているか | | | | | | 可・否 |

11 提案の審査と結果の通知

- (1) 業者の選定にあたっては審査委員会を設置し、各企画提案書等提出者からの企画提案書等の審査を行い、宇治市にとって最適の提案をした者を事業実施対象者として選定する。
- (2) 審査経過については公表しない。非選定理由の説明を求める者には理由を説明する。非選定理由について説明を求める者は、プロポーザル選定結果通知日の翌日から起算して5日（土日・祝日を除く。）以内に、説明を求める旨を記載した書面を、宇治市健康長寿部長寿生きがい課に提出しなければならない。その回答は、当該書面の提出日の翌日から起算して5日（土日・祝日を除く。）以内に、宇治市健康長寿部長寿生きがい課において行う。
- (3) 審査結果については本プロポーザル参加者すべてに通知するが、異議の申し立ては認めない。

12 「宇治市高齢者生きがい・助け合い活動応援事業補助金」の交付

事業実施対象者と事業内容等の協議を行い、協議が整えば補助金交付事務手続きを行う。

13 参加報酬

プロポーザル参加報酬は支給しない。

14 企画提案書等の取り扱い

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- ① 応募資格のない者が提出した場合
- ② 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ④ 会社更生法等の適用を申請する等、事業実施が困難と認められるに至った場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合
- ⑦ 2以上の企画提案をした場合、または他者の代理をした場合
- ⑧ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- ⑨ ①～⑧に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、審査委員会が失格であると認めた場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書等の提出を行うことができない。

(3) 提出書類の変更

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない（誤字、脱字等の

軽微なものを除く)。

(4) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(6) その他

- ① 参加者は、企画提案書等の提出をもって、本要領等の記載内容に同意したものとす
る。
- ② 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ③ 提出された企画提案書等は、宇治市情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。

15 その他

- (1) 企画提案書等の提出を辞退しても、これを理由として不利益な取り扱いをすること
はない。
- (2) 本要領に示した書類のほか宇治市長が必要と認める書類の提出を求めることがあ
る。また、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、また追加す
る場合がある。